

規 則

学校職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則及び教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育委員会規則第十八号

学校職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則及び教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

(学校職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第一条 学校職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則(令和五年埼玉県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

(教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則(令和五年埼玉県教育委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。